

令和2年度森林審議会(第5回森林保全部会) 資料目次

議事1「合同会社 地方創生太陽光発電所2号が行う太陽光発電所の建設」
に係る林地開発許可について

頁	題 名	備 考
申請書関係		
1	林地開発許可申請書	
2	法人登記簿	
3	再生可能エネルギー発電事業計画変更認定書類等	
4～5	系統連系承諾書の名義変更等	
6～9	事業計画書	
10～16	飲料水使用住宅(別紙説明資料)	
17	資金計画書	
18	合同会社地方創生太陽光発電所2の太陽光発電所プロジェクトに対するファイナンスに関するご提案	融資証明書
19	工事工程表	
20	防災調整池設置に関する協議	防災調整池設置指導要綱
21～22	丸森町意見書	
23～25	丸森町意見書に対する回答書	
図面関係		
26	位置図	
27	現況図	
28	区域図	
29	林班区域図	
30	土地利用計画図	
31	造成計画平面図	
32	造成縦断図	
33～34	横断図	
35	造成法面標準図	
36～41	調整池構造図	
42	雨水排水計画平面図	
43	雨水排水区画割平面図	
その他		
44	写真撮影位置図	
45～49	現地写真	
50～51	林地開発許可審査調書	

林地開発許可申請書

令和 2年 3月 18日

宮城県知事
村井 嘉浩 様

住 所 東京都墨田区緑二丁目18番8-602号
申請者氏名 合同会社 地方創生太陽光発電所2号
代表社員 一般社団法人地方創生太陽光発電所2号
職務執行者 東海林 秀樹
電話 03-6441-2946

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	伊具郡丸森町耕野字一ツ森13番外3字29筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 54.1617 ヘクタール) 29.3157 ヘクタール
開発行為の目的	太陽光発電所の建設
開発行為の着手 予 定 年 月 日	許可日から
開発行為の完了 予 定 年 月 日	許可日から 2年 6ヶ月
備 考	別紙 相談窓口一覧表及び協議状況 参照

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可のその他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。



履歴事項全部証明書

東京都墨田区緑二丁目18番8-602号
 合同会社地方創生太陽光発電所2号

会社法人等番号	0106-03-007558
商号	合同会社地方創生太陽光発電所2号
本店	東京都墨田区緑二丁目18番8-602号
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年11月20日
目的	1. 太陽光等の自然エネルギーを利用した発電事業 2. 太陽光設備に係る組合理型ファンド及び事業型ファンドの募集に関する業務 3. 不動産信託受益権の取得、保有及び処分 4. 太陽光発電設備の設計、計画策定、運用に関する事業 5. 前各号に附帯する一切の業務
資本金の額	金1000円
社員に関する事項	業務執行社員 一般社団法人地方創生太陽光 発電所2号 東京都墨田区緑二丁目18番8-602号 代表社員 一般社団法人地方創生太陽光 発電所2号 東京都墨田区緑二丁目18番8-602号 職務執行者 東海林秀樹
登記記録に関する事項	設立 平成30年11月20日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局墨田出張所管轄)

令和 2年 3月 5日

東京法務局港出張所
 登記官

高 野 晃



事務事業の改善のための「事業についての許可状況」

当該行政文書には、合同会社地方創生太陽光発電所2号が各種の事務を処理する際の「事業についての許可状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。

事業計画書

面積	事業区域面積		54.5149 ha									
	開発行為をしようとする森林の面積		54.1617 ha									
	開発行為に係る森林の面積		29.3157 ha									
用途 面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林 計画 対象民有 森林 (ha)	地域森林 計画 対象外民 有森林 (ha)	宅地	畑	田	ため池	墓地	雑種地	法定外 道路	計 (ha)	比率(%)
	パネル設置	17.8210									17.8210	32.69
	法面等	2.0427									2.0427	3.75
	小段通路等	5.0356									5.0356	9.24
	進入路	0.9591									0.9591	1.76
	防災調整池	1.8152	0.0566		0.1798						2.0516	3.76
	造成森林	1.6421	0.0053		0.0254						1.6728	3.07
	小計	29.3157	0.0619		0.2052						29.5828	54.27
	その他森林		0.0635		0.0226						0.0861	0.16
	残置森林 (15年生以下)	3.0671									3.0671	5.62
	残置森林 (16年生以上)	21.7789									21.7789	39.95
	小計	24.8460	0.0635		0.0226						24.9321	45.73
	計	54.1617	0.1254		0.2278						54.5149	100.00
	比率(%)	99.35	0.23		0.42						100.00	
	林況	樹種及び混交歩合	スギ(8)、アカマツ(15)、クヌギ(7)、その他広葉樹(70)									
	林齢	スギ(53~65年生)、アカマツ(48~80年生)、クヌギ(33~65年生)										
	生育状況	良										
地形・地質	地形	標高	標高204.0m~標高345.0m 平均傾斜度 27度									
		地形の特徴	南西及び北東向きの丘陵地									
	地質	地質時代	白亜紀									
		基岩名	花崗閃緑岩									
	土壌	褐色森林土壌、細粒灰色低地土壌										
防災工事の設計方針												
土工関係	総切取量: 1,137,784m ³ 最大切取高: 32m 切取法面勾配: 1:1.0~1:2.0 総盛土量: 1,290,326m ³ 最大盛土高: 34m 盛土法面勾配: 1:2.0 残土量 1,137,784m ³ ×1.15 - 1,290,326m ³ = 18,126m ³ 残土処理方法: 18,126m ³ の残土は場内に敷き均し行う。											

<p>災害防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成法面については土質条件に合わせた勾配及び緑化を行う計画とし、切土・盛土とも高さ4.3m毎に幅1.5mの小段、高さ12.9mに幅3.0mの小段を設ける。 また法勾配については、太陽光パネル配置法面は切土・盛土とも1:2.0の勾配とし、それ以外の切土法面は『道路土工一切土工・斜面安定工指針 P136』より、砂質土の標準値である1:1.0とし、盛土法面は『道路土工盛土工指針 P106』より、標準法面勾配の最低値であり、太陽光パネル配置法面と同一の1:2.0とする。 ・切土・盛土法面には適宜、縦排水を設置するとともに、幅3.0mの小段にも排水路を設置し表面水を処理する。また、法面保護として切土法面は厚層基材吹付、盛土法面は種子吹付とし、早期緑化に努める。更に直接放流区域に関しては更なる早期緑化のため張芝を施工する。 また、パネル設置区域で平場の部分については、表面浸食対策として伐採した立木や伐根から発生するチップを敷き均しする。 ・事業区域内の雨水排水処理施設の規模は、10年確率降雨強度で計画した排水断面を持つ施設とし、法面小段及び造成平坦部には適宜、U型側溝を配置し、併せて法面縦排水施設も設け、速やかに雨水を防災調整池へ導く計画とする。 ・事業区域内に50年確率降雨に対応する防災調整池(雨水流出抑制施設)を2箇所設け、雨水排水を一旦貯留し、調整池内の堆砂部分において混入土砂を沈殿させた後、所定の許容放流量のみを事業区域外の既存普通河川に接続し放流する。なお、放流先については以下のとおりとし、最終的には阿武隈川へ流下する計画とする。 <p>(防災調整池A) 事業区域 → 細越川 → 坂下川 → 芦沢川 → 阿武隈川</p> <p>(防災調整池B) 事業区域 → 内城沢川 → 大和沢川 → 阿武隈川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における防災工事については最低限の伐採を行い、仮設道路を築造してから防災調整池を築造する。工事中は適宜、排水路を設けるとともに雨水に混入した土砂を場外に排出しないよう沈砂池にて土砂を沈殿させた後、縦暗渠管により排水させる計画とする。 仮設排水路から雨水が溢れた場合においても、防災調整池へ流下するよう造成勾配を設定する。それでも場外へ放出される恐れがある箇所については、防災小堤を設けるなどの措置を講じ、泥水の場外排出を防止する。 ここで、沈砂池における堆砂量については宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林又は砂防法第2条に基づき指定された土地の場合の310m³/haに対応できる施設とする。
<p>残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の森林率の割合は25%以上を確保し、森林法第5条に係る周辺森林幅をおおむね30m以上確保(残置森林と造成森林を合せた幅)した計画とする。また開発区域が20ha以下となるように開発区域内において適宜、幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ・造成森林については、樹高0.5メートルの苗木を1ヘクタール当り3,000本の本数にて植栽を行い併せて地表には種子吹付或いは厚層基材吹付等により緑化に努める。樹種については、計画地周辺に育成し、購入可能な樹種の中で在来種を選定する。(アカマツ H=0.5m) 維持管理については、開発中、開発後並びに太陽光発電事業終了まで申請者が管理する。 ・残置森林及び造成森林の維持管理については、開発中、開発後並びに太陽光発電事業終了まで申請者が管理を行い、発電事業終了後からは森林所有者が維持管理を行う。特に造成森林については活着するまでの間、散水等の措置を講ずるものとし、更に下刈り及び施肥を必要

<p>残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法</p>	<p>とする箇所は適切に保育作業を実施して管理するものとする。</p>
<p>一時的利用の場合は利用後の原状回復方法</p>	<p>発電事業の終了後は、施設の撤去を行い植栽を施し原状回復する。ただし、進入路や防災調整池の維持管理は継続する。売電が継続可能である場合は、事業を引き続き継続する。</p>
<p>当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況</p>	<p>「飲料水使用住宅数」………256戸(耕野地区内井戸水使用住宅数) 上記256戸に対して井戸調査同意書を配布し同意を頂いた住宅を対象に井戸の水質及び水位水量への影響を確認するため工事着工前、工事完了後を基本とし2回以上の調査を行う。 調査内容:所有者への聞き取り調査、井戸形状調査、水位、井戸径、水勢など なお、同意をいただけなかった世帯に対しても、区長会や広報誌等を使用して継続的に調査同意の働きかけを実施する。 その他施工中の対策等については別紙のとおり。 (調査対象位置図添付) 「水資源依存農地」………なし(地区外農地は事業区域内から流入する水に依存してないため池より用水を引込んでいる為) 「漁業関係に関する影響の有無」………なし 「防火用水等に関する利用の有無」………なし</p>
<p>周辺地域への影響及び住民生活への配慮等</p>	<p>(1)水質汚濁 土砂の流出及び汚濁水の流出については、施工中は仮設沈砂池、施工後は防災調整池等により流出を防止する。</p> <p>(2)騒音振動 土工事における切土及び盛土作業等については低騒音の油圧ショベルを使用し、また資材搬入にあたっての車輛の走行は低速走行を徹底させ騒音規制法、振動規制法を遵守する。 また始業、終業の時間(8時～17時)を明確にし、騒音公害になるような早朝、深夜作業は行わない。更に建設機械等の車輛については、不要なアイドリングや空ぶかしは避け、適正な運行に努める。</p> <p>(3)粉塵対策 常時、場内や資材搬入ルートについては清掃を行い、乾燥時には散水等により、粉塵の発生を防止する。また、強風時では掘削や盛土工事を中止する等の措置を講ずる。</p> <p>(4)その他 地域住民に対し説明会を開催。 2020年2月27日:耕野地区住民 2020年7月18,19日:耕野地区内12行政区 2020年8月8日:開発区域内地権者</p>
<p>その他特に配慮した事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土法面については従来の沢筋に暗渠管等を設け、地下水の排除が出来るように計画する。また土砂の流出等により、事業区域外に影響がある箇所には土砂流出防止柵等を設け、区域外への土砂の流出を防止する。 ・土砂の流出を防ぐため、掘削中の平場の外周に防災小堤を掘り残しながら施工するよう努め地山の亀裂、陥没等の異常の有無及び含水、ゆう水の状態を絶えず監視するとともに、計画的な掘削及び盛土に努める。 ・工事中の交通安全対策として県道、町道出入口に交通誘導員を適宜配置し、歩行者及び一般車両との接触事故が起きないように適切に交通管理を行う。

その他特に配慮した
事項

- ・気象状況に絶えず留意し、気象状況の悪化が予想される場合は作業の中止、危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずる。
- ・直接流出部の防災対策としては、ネット柵の前面に板柵を設置し、土砂の流出防止対策の強化を図る計画とする。
- ・直接流出部の盛土施工においては、先行して土堰堤を築造しながら盛土を築造する。また、法面整形完了後は速やかに法面緑化工を行う。
- ・井戸調査については耕野地区全256世帯に井戸調査同意書を配布し、同意を頂いた60戸について施工前・施工後に水量及び水質調査を行う。
- ・同意をいただけなかった世帯に対しても、定期的開催されている区長会や耕野地区の広報誌等を使用して継続的に調査同意の働きかけを実施する。
- ・井戸水に異常が発生した場合、生活に支障のないよう迅速に給水車にて水を供給し、新たに井戸を掘削し使用可能な状態に復旧工事を行い工事前の水量を確保する。
- ・現地で伐採された立木や伐根は、市場価値のある材木については売却等を行い有効利用するか、造成地の表面浸食対策としてチップにして敷き均す。他利用不可な廃材については、廃棄物処理施設等で適切に処分を行う。
- ・暗渠排水は排水管(有孔管)にフィルター材(砕石ろ過)を施し布設する。

水源涵養機能の維持と土砂の移動・崩壊の防止

耕野地区周辺の基盤岩は花崗岩類（真砂土含む）であり、さらに開発区域周辺では花崗岩類を覆って火山岩類が分布する。

開発区域の急峻な山地部はこの火山岩類で形成されており、その主たる地質は玄武岩、凝灰角礫岩であり、“連続性の乏しい亀裂の発達している”、“上部は風化部を伴う”等の特徴を持つ。

花崗岩類（真砂土含む）については、山地部よりも標高の低い所に分布している程度であり、開発区域内の真砂土の分布範囲は狭く、施工対象の大部分の地質は火山岩類となる。

一帯の森林土壌は、亀裂の発達した岩盤あるいは真砂土を被覆することによって雨水の吸収と流下速度を低下させながらゆっくりと地中へ浸透させることで、水源涵養と土砂の移動や崩壊を防ぐ機能を発揮している。

開発にあたっては、森林が現に有するこれらの機能低下により著しい影響を及ぼさないよう次の対策を講じる。

1 水源涵養機能の維持

- ①切土法面部は、厚層基材吹付（ $t=3$ cm以上）による植生緑化を行うことにより、法面保護と植物の生育基盤を形成して保水性を維持する。また、植生土嚢による筋工を併設して表面水の流下速度を減勢させ、地中浸透を助長する
- ②平場部は、木材チップ（平場部 抜根材利用 $t=20$ cm）の敷設により表面乾燥防止と保水性を高める。また、切土平場部には素掘孔（碎石充填）を適宜設け、地中浸透を助長する
- ③盛土部の浸透水による崩壊防止のため、縦暗渠排水により浸透水を速やかに地下に導水し地中浸透を助長する

2 土砂の移動と崩壊の防止

- ①伐採区域（造成区域）は段階的に施工し、急な降雨による土砂流出を防止する
- ②切土・盛土の安定勾配を確保し、盛土工においては十分な締固めを実施する
- ③盛土工後速やかに種子吹付による法面保護を実施する
- ④切土工後の法面保護として厚層基材吹付（ $t=3$ cm以上）を実施する
- ⑤事業区域内の雨水排水処理（表面排水）は、U型側溝にて防災調整池へ導水する
- ⑥縦暗渠・暗渠排水等の防災施設を適切に配置する
- ⑦施工中計画的に沈砂池を配置し土砂流出を防止する
- ⑧施工中水みちを確認した際、丸太筋工等を用い表面水を導水する

地下水観測と異常発生時の対応

水道未給水の丸森町耕野地区は、生活用水を井戸水に頼る集落であり、開発に伴う地下水（井戸水）への影響を懸念する声が多い。このため井戸調査を工事施工前・施工後に行う計画とし、耕野地区全 256 世帯に井戸調査同意書を配布した結果、同意を頂いた 60 戸については水量及び水質調査を行う。なお、同意をいただけなかった世帯に対しても、今後継続的に調査同意の働きかけを実施する。

また、事業地内（調整池及び進入路付近）に、調査用井戸を 3 基（φ130mm）程度設置し常時観測を行う。なお、事業地周辺は、同意を頂いた地権者様の敷地内（宅地内）に新たな調査用井戸を設置するか、現在の井戸を観測する設備を設置するか地権者様と協議を行い、開発前後の地下水の観測を継続的に実施する。

最後に、問題発生時の緊急連絡体制を構築し太陽光発電施設の建設着手後から発電事業終了まで、以下のような問題が発生した際にはそれぞれ記載してある対応を実施し解決を目指す。

- 1 事業地内に設置する 3 基の調査用井戸水のいずれかに異常が発生した場合の対応
 - ①周辺地域の井戸に異常がないか各戸に電話連絡し、情報収集を行う。
 - ②事業地周辺の同意を取得した地権者の調査用井戸の調査を行う
 - ③事業地内に新たな調査用井戸を掘削し、観測箇所を増やし調査を継続する

- 2 地域住民が利用する井戸水に異常が発生した場合の対応
 - ①生活に支障のないように、迅速に給水車にて水を供給する
 - ②新たに井戸を掘削し、使用可能な状態に復旧工事を行い工事前の水量を確保する

※ 但し、異常が発生した理由が天災等、当該開発行為以外が要因であることが明らかである場合はこの限りではない。

